明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**法務**二）　一

〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**一一）　一
○保安林の指定をする件
（**農林水産**三七～四七）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**四八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**四九）　四
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（**経済産業**一）　四
○運輸審議会から答申があった件
（**国土交通**六）　四
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**七）　五
○信号符字を点附した件（**同**八）　五
○信号符字を取り消した件（**同**九）　五
○船舶国籍証書を無効とした件
（**同**一〇）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**一一～一三）　五
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件
（**同**一四）　五
○都市計画に関する件
（**東北地方整備局**二、三）　六
○都市計画に関する件
（**関東地方整備局**七、八）　六
○浄化槽の型式を認定した件（**同**九）　六
○道路に関する件
（**中部地方整備局**一～三）　七
○浄化槽の型式を認定した件（**同**四）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中国地方整備局**一）　八
○都市計画に関する件
（**沖縄総合事務局**一）　八

〔国会事項〕
内閣　内閣法制局　人事院　内閣府
法務省　環境省　会計検査院　八

〔人事異動〕
官庁事項　八

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇
政府認証基盤を構成するブリッジ認証局システム及び官職認証局システムの自己署名証明書のフィンガープリントの公示について（総務省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

省　令

○法務省令第二号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の三第一項（第十二条の二及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項及び第三項並びに第五十条第二項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月七日

法務大臣　上川　陽子

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別表第二の一中「巖」を「巖　巫」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。